

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	生分解性マルチ緊急導入支援事業	<p><b>【趣旨】</b> 生分解性マルチは、土壌中にすき込むことで微生物によって分解されることから、農作物収穫後の回収作業や廃プラスチック処分が不要であり、環境負荷の低減とともに労働力の削減、それによる生産規模の拡大が期待できます。そこで、農業生産の省力化と廃プラスチックの排出量の削減を図るため、生分解性マルチの導入に取り組む生産者団体等を支援します。</p> <p><b>【事業内容】</b> 1 補助対象経費 生分解性マルチの導入に係る経費 ※ 「新たに導入する面積」又は「前年度に比べて取組拡大する面積」に係る生分解性マルチが対象  ※ すでに生分解性マルチを導入している面積は対象外  ※ 生分解性プラ識別表示制度によるマーク取得製品に限る  2 補助率 2／3以内（消費税は補助対象外） ※上限額 「20,000 円/10a 以内」かつ「1 団体あたり200 万円以内」</p>	<p><b>【事業主体】</b> 農業者の組織する団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村が構成員に含まれる協議会</p> <p>1 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められていること。2 生分解性マルチを新たに導入する面積又は前年度に比べて取組拡大する面積が概ね3 ha 以上であること。ただし、取組面積が概ね3 ha 未満の団体等であっても、今後、産地として、生分解性マルチの導入を計画的に推進していく場合など、生分解性マルチの普及が期待できる場合、地域の状況に応じ、本事業の対象とする。</p>	2025年2月28日	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/seisan/kinyuu/seisanhanbai.html#seibunkai">https://www.pref.chiba.lg.jp/seisan/kinyuu/seisanhanbai.html#seibunkai</a>	千葉県HP
相談受付中	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業	<p><b>【趣旨】</b> 農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。</p> <p><b>【事業内容】</b> サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。</p>	<p><b>【事業実施主体】</b> 農業支援サービス事業体（受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用するスマート農業機械等をレンタル等（販売は除く）によって提供する取組等を行う者のこと）（以下、サービス事業体という。）</p> <p><b>【主な要件】</b> 概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業体（北海道内で取り組むサービス事業体にあつては、概ね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供するサービス事業体）</p> <p><b>【補助率、補助上限】</b> ○農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策（地域型サービス支援タイプ） 定額（1 事業実施主体当たり1,500 万円を上限とする。） ※別途、都道府県に対し推進事務費を措置（定額（ただし、国庫補助金の合計額の10%以内）） ○農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援（地域型サービス支援タイプ） 1/2以内（1 事業実施主体当たりの上限額は1,500 万円とする。ただし、スマート農業機械を導入する場合は3,000 万円とする。） ※別途、都道府県に対し推進事務費を措置（定額（ただし、国庫補助金の合計額の10%以内））</p>	2025年2月28日  提出先 千葉県君津農業事務所企画振興課 電話0438-25-0107	<a href="https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousan/250117_140-1.html">https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousan/250117_140-1.html</a>	農林水産省HP

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	女性が変える未来の農業推進事業	<p><b>【趣旨】</b> 女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のため、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成や登用に向けた意思決定層の意識啓発、女性グループの活動、女性が働きやすい環境づくり、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援します。</p> <p><b>【事業内容】</b> 1 女性が変える未来の農業推進事業 ①女性活躍に向けた全国事業 農業分野における女性の登用に向けた各組織の意思決定層のコミットメント強化や、地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及の取組を支援します。 ②地域における女性活躍推進事業（地域事業） 各都道府県において、地域の女性活躍の実情に応じて行う、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、地域の女性農業者グループの活動、女性農業者の育児と農作業のサポート活動等の取組を支援します。</p>	<p><b>【事業主体】</b> 以下の要件を満たすものとする。 1 市町村、農業協同組合等の関係団体、民間団体、協議会または女性農業者グループであること。なお、協議会及び女性農業者グループについては、次に掲げる事項を協定、規約、規定等により定め、かつ、それぞれの全ての構成員がこれに同意しているものであること。 （ア）目的 （イ）代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局 （ウ）意思決定の方法 （エ）解散した場合の対応 （オ）事務処理及び会計処理の方法 （カ）会計監査及び事務監査の方法 （キ）その他、運営に関して必要な事項 2 次に掲げる実施体制を整備すること。 （ア）管理運営について、代表者を定めること。 （イ）経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有するものを経理担当者として定めること。</p> <p><b>【補助率】</b> 定額</p>	2025年2月21日	<a href="https://www.maff.go.jp/j/keiei/iyosei/gaido.html#R5">https://www.maff.go.jp/j/keiei/iyosei/gaido.html#R5</a>	農林水産省HP

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	新規就農者育成総合対策のうち、農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業	<p><b>【趣旨】</b> 地域計画の策定により明らかになる受け手のいない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援します。</p> <p><b>【事業内容】</b> 1 新規就農者の誘致体制の整備 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援します。（補助額：定額） 2 研修農場の整備 就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備等を支援します。（補助率：1/2以内）</p>	<p><b>【取組主体】</b> 協議会等、民間団体</p> <p><b>【主要要件】</b> 1 体制要件 （1）都道府県、市町村、市町村農業委員会、農地中間管理機構といった関係機関や農業者、農産物を買取る事業者等（以下「関係機関」という。）により、就農希望者を誘致したり、就農希望者及び新規就農者（以下「就農前後の者」という。）を支援したりする体制（以下「誘致体制」という。）が構築されている又はされる見込みであること。 （2）誘致体制には、市町村が参画すること。また、農業経営、農地確保、農業用施設・機械確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保に係る分野の担当機関が参画すること。ただし、第7の1の（1）に規定する複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築の実施により、誘致体制を充実化した結果、これらの機関が参画することとなる場合を含む。 （3）本事業と連携して以下の事業を行う場合は市町村農業委員会及び農地中間管理機構が、それぞれ誘致体制に参画すること。 ア 第2の1の（2）の事業 イ 遊休農地解消対策事業（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のエの事業をいう。以下同じ。） ウ 農地耕作条件改善事業（農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第3に掲げる交付対象事業をいう。以下同じ。） エ 畑作等促進整備事業（畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知）第4に掲げる交付事業を言う。以下同じ。） オ 農地中間管理機構関連農地整備事業（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）第2の1の事業をいう。以下同じ。） カ その他農地整備等に活用できる国庫補助事業（地方農政局長等がこれに準じると判断した都道府県の事業を含む。） （以下、イからカを合わせて「農地整備等関連事業」という。） 2 計画要件 （1）新規就農者参入促進計画（別紙様式第1号）が策定されていること。また、事業実施期間中に、当該計画を新規就農支援ポータルサイト（別記6の第3の2の（1）のオ。以下「ポータルサイト」という。）及び就農相談等全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の（1）のデータベースをいう。以下「全国データベース」という。）に登録すること。  （2）事業実施区域において、地域計画が策定されている又は目標年度までに策定されることが確実であると認められること。加えて、第2の1の（2）の事業又は農地整備等関連事業を行う場合、研修農場の用に供する農地又は就農希望者が新たに就農するための農地が地域計画区域内の新規就農を促進するエリア等に位置付けられ又は目標年度までに位置付けられることが確実であると認められること。</p>	2025年2月27日	<a href="https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/tougou4_1-60_r7yokyu.pdf">https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/tougou4_1-60_r7yokyu.pdf</a>	農林水産省HP

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	新基本計画実装・農業構造 転換支援事業	<p><b>【趣旨】</b> 食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、新たな、「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。</p> <p><b>【事業内容】</b> 1 共同利用施設の再編集約・合理化 地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。</p>	<p><b>【事業主体】</b> 農業者の組織する団体等</p> <p><b>【その他】</b> 助成対象：整備事業（農業用施設） ソフト事業（農業用機械、実証等） 補助率：定額、1/2以内 上限：整備事業20億円/年×3年 ソフト0.5億円/年×3年</p>	2025年3月3日	<a href="https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r6hosei_pr1.pdf">https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r6hosei_pr1.pdf</a>	農水省HP